

入 札 説 明 書

帯広畜産大学ライフライン再生（排水設備）設計業務に係る入札公告（設計・コンサルティング業務）に基づく一般競争入札については、国立大学法人北海道国立大学機構会計規則、国立大学法人北海道国立大学機構契約事務取扱規則及び国立大学法人北海道国立大学機構契約事務取扱細則に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

記

1 公示日 令和7年1月29日（水）

2 発注者

国立大学法人北海道国立大学機構
理事長 長 谷 山 彰

3 担当部局

〒080-8555 北海道帯広市稲田町西2線11番地
国立大学法人北海道国立大学機構帯広畜産大学管理課
施設管理室 施設企画・管理係
電話0155-49-5262

4 業務概要

- (1) 業 務 名 帯広畜産大学ライフライン再生（排水設備）設計業務
- (2) 業務内容 帯広畜産大学ライフライン再生（排水設備）に伴う現況測量及び設計業務
なお、詳細は交付する特記仕様書による。
- (3) 履行期限 令和7年3月31日（月）
ただし、財政法上の定めによる承認を得た後に令和7年8月20日（水）まで延長予定である。
- (4) 本業務は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難しい者は、理事長の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

5 競争参加資格

- (1) 北海道国立大学機構契約事務取扱規程（令和4年機構規程第80号）第4条の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札時において、文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日文部科学大臣決定）第3章第32条で定める競争参加資格について、令和5年度、令和6年度設計・コンサルティング業務の競争参加資格のうち「その他のコンサルティング業務」、および「測量業務」の認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (4) 平成21年度以降に、元請けとして設計完成した、公共施設（公道を含む）の屋外排水管の新設又は更新に係る実施設計業務の実績を有すること（設計共同体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る）。
- (5) 次に掲げる基準を満たす管理技術者を当該業務に配置できること。
- ① 次のいずれかの資格を有すること。
- ・ 技術士（総合技術監理部門：下水道）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
 - ・ 技術士（上下水道）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
 - ・ 技術士（都市計画及び地方計画部門）の資格を有し、技術士法に登録を行っているもの。
 - ・ R C C M（技術士部門と同様の部門に限る）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。
 - ・ 土木学会特別上級、上級又は一級土木技術者。
 - ・ 建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）により技術管理者として国土交通大臣に認定された者。
- ② 配置予定の管理技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
- (6) 次に掲げる基準を満たす技術者を当該業務に配置できること。
- ・ 測量士
- (7) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「設計・コンサルティング業務の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年1月20日付け17文科施第346号文教施設企画部長通知）（以下「指名停止等の措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同じ）。
- (8) 経営状態が健全であること。
- (9) 不正又は不誠実な行為がないこと。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
- ① 資本関係
- 次のいずれかに該当する二者の場合。
- (イ) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2）に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- ② 人的関係
- 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし(イ)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。
- (イ) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
- (i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締

役

(iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であつて、1) から4) までに掲げる者に準ずる者

(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他の入札の適正さが阻害される場合

組合（設計共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する設計・コンサルティング業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工設計・コンサルティング業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

① 「暴力団員が実質的に経営を支配する設計・コンサルティング業者」とは、「有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している有資格業者」とし、その判断は警察当局にて行うものとする。

なお、「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員を、「役員等」とは、有資格業者である法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時、請負契約を締結する事務所をいう。）を代表するもので役員以外の者をいう。

② 「これに準ずるもの」とは、次の者をいうものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。

(イ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしているときにおける当該有資格業者。

(ロ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該有資格業者。

(ハ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該有資格業者。

(ニ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているときにおける当該有資格業者。

③ 「当該状態が継続している者」については、該当事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとし、その判断は警察当局で行うものとする。

6 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は上記5に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、契約担当者から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記5(2)の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記5(1)及び(3)から(11)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて上記5(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時ににおいて上記5(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- ① 提出期間：令和7年1月29日(水)から令和7年2月10日(月)までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の9時00分から17時00分まで(ただし、最終日の2月10日(月)は、15時00分まで)。

- ② 提出先：上記3に同じ。

- ③ 提出方法：申請書及び資料の提出は電子入札システムにより行う。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、提出先へ郵送又は託送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。)により行うものとする。

提出書類は、表紙を1頁とした通し番号を付するとともに全頁数表示すること。(頁の例：1/〇〇～〇〇/〇〇)

電子入札における申請書の受付票は、申請書及び資料の受信を確認したものであり申請書及び資料の内容を確認したものではない。

- (2) 申請書は、別紙様式2により作成すること。

- (3) 資料は、次に掲げるところに従い作成すること。

- ① 契約書等の写し

上記5(4)の実情を証明する契約書及び仕様書の写し。

- ② 担当予定技術者

上記5(5)及び(6)に掲げる資格があることを判断できる担当予定技術者の資格証等の写し。

- ③ 一般競争(指名競争)参加資格認定通知書の写し

文部科学省大臣官房文教施設企画部長より通知された令和5・6年度の一般競争(指名競争)参加資格認定通知書の写しを提出すること。

- ④ 納税証明書の写し

経営状況を確認できる納税証明書(国税通則法施行規則別紙第8号書式その一の法人税、消費税及び地方消費税の証明並びに同第8号書式その三又はその三の三の未納の税類がないことの証明)の写しを提出する。

- (4) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和7年2月14日(金)までに電子入札システム(紙により申請した場合は書面)により通知する。

- (5) その他

- ① 申請書及び資料の作成並びに提出に係る費用は、提出者の負担とする。

- ② 契約担当者は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

- ③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

- ④ 提出期限以降における申請書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。

- ⑤ 申請書及び資料に関する問い合わせ先 上記3に同じ。

7 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当者に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次により説明を求めることができる。

① 提出期限：令和7年2月26日（水）17時00分

② 提出先：上記5に同じ。

③ 提出方法：書面を郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）することにより提出するものとする。

(2) 契約担当者は、説明を求められたときは、令和7年3月5日（水）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

8 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

① 提出期間：令和7年1月29日（水）から令和7年2月10日（月）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の9時00分から17時00分まで（ただし、最終日の2月10日（月）は、15時00分まで。）。

② 提出先：上記5に同じ。

③ 提出方法：書面を郵送又は託送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）若しくは電子メールによる。（電子メールの場合には、着信を確認すること。）

(2) 質問内容及び回答内容は次のとおりメール送付及び閲覧に供する。

期間：令和7年2月14日（金）から令和7年2月25日（火）まで。

9 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 入札日時：令和7年2月14日（金）から令和7年2月26日（水）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の9時00分から17時00分まで（ただし、最終日の2月26日（水）は、15時00分まで。）。

(2) 入札場所：電子入札システムにより行う。

(3) 開札日時：令和7年2月27日（木）10時00分

(4) 開札場所：電子入札システムにより行う。

(5) その他：紙入札方式による入札参加を承諾され、紙入札方式により入札を行った者は、上記5の担当者が別途連絡する場所で開札に立ち会うこと。なお、立ち会いの際には、契約担当者により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

10 入札方法等

(1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。なお、紙入札方式による入札参加を承認され、紙入札方式により入札を行うものは、上記5に持参すること。郵送又は電送（ファクシミリ、電子メール）による入札は認めない。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除。ただし、落札者が契約の締結をしないときは、違約金として落札金額の100分の5に相当する金額を国立大学法人北海道国立大学機構にしなければならない。
- (2) 契約保証金 納付。ただし、理事長が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

12 積算内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書の提出を求める。入札書に積算内訳書ファイルを添付して同時に送付すること。
- (2) 積算内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。また、積算内訳書には住所、名称又は商号及び代表者の氏名並びに業務名を記載し、ファイル形式は以下によること。

- ・Microsoft Word
- ・Microsoft Excel
- ・PDFファイル

なお、ファイルは、電子入札システムが指定する容量以内に収めるものとし、圧縮することにより容量以内に収まる場合は、LZH形式又はZIP形式により圧縮（自己解凍方式は認めない。）して送付することを認める。容量が大きく容量以内に収まらない場合は持参、郵送又は託送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）することにより提出するものとする。

- (3) 入札参加者は提出した積算内訳書について契約担当者（これらの補助者を含む。）が説明を求めることがある。また、積算内訳書が、次の表各号に該当する場合については、競争加入者心得第32第12号に該当する入札として、原則として当該積算内訳書提出者の入札を無効とする。

1. 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）	(1) 積算内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2) 積算内訳書とは無関係な書類である場合
	(3) 他の業務の積算内訳書である場合
	(4) 白紙である場合
	(5) 積算内訳書が特定できない場合
	(6) 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2. 記載すべき事項が欠けている場合	(1) 積算内訳書の記載が全くない場合
	(2) 入札説明書に指示された項目を満たしていない場合
3. 添付すべきでない書類が添付されていた場合	(1) 他の業務の内訳書が添付されていた場合
4. 記載すべき事項に誤りがある	(1) 発注者名に誤りがある場合
	(2) 発注案件名に誤りがある場合

場 合	(3) 提出業者名に誤りがある場合
	(4) 積算内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5. その他未提出又は不備がある場合	

入札後、落札業者が不良・不適格な業者と疑われるに至った場合、低入札価格調査を行う場合又は当該業務において談合があると疑うに足る事実があると認められた場合においては、提出された積算内訳書の内容を確認するものとする。なお、談合があると疑うに足る事実があると認められた場合には、必要に応じ積算内訳書を公正取引委員会に提出するものとする。

- (4) 契約担当者の承諾を得て、入札参加者が紙による入札を行う場合には、積算内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封をして提出すること。
- (5) 積算内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

13 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

また、入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。1回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱う。

14 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊競争加入者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、契約担当者により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて上記4に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

15 落札者の決定方法

- (1) 契約事務取扱規程第15条第1項の基準に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (2) 落札者となるべき者の入札価格が契約事務取扱規程第30条第2項の規定に基づく価格（以下「最低基準価格」という。）を下回る場合は、同規程第30条第3項に基づく調査（低入札価格調査）を行うものとする。

16 最低基準価格を下回った場合の措置

最低基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関への意見照会等の調査を行い、落札者を決定する。この調査期間に伴う当該業務の履行期限の延期は行わない。

17 担当予定技術者の確認

病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、上記５（５）及び（６）に掲げる基準を満たし、かつ当初の担当予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

18 契約書作成の可否等

別冊契約書（案）により、契約書を作成するものとする。

19 支払条件

業務委託料は、受注者からの適法な支払請求書に基づき１回に支払うものとする。

20 再苦情申立て

契約担当者からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、上記８（２）の回答を受けた日の翌日から起算して７日（行政機関の休日を除く。）以内に書面により契約担当者に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立については、入札監視委員会が審議を行う。

書面は持参、郵送又は託送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）、若しくは電子メールによる。（電子メールの場合には、着信を確認すること。）提出場所及び再苦情申立に関する手続等を示した書類等の入手先は、上記５に同じ。

21 関連情報を入手するための照会窓口

上記５に同じ。

22 手続における交渉の有無 無

23 対象業務に直接関連する他の業務の請負契約を、対象業務の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

24 その他

- （１） 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- （２） 入札参加者は、別冊競争加入者心得及び別冊契約書（案）を熟読し、競争加入者心得を遵守すること。
- （３） 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合においては、申請書を無効とするとともに指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- （４） 提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることはできないので、十分に確認して入札すること。また、落札決定後、落札者が契約を結ばないときは、原則、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。
- （５） 本業務に経常建設共同企業体として申請を行った場合は、構成する者は、単体有資格者として申請を行うことができない。
- （６） 第１回目の入札が不調になった場合は、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札及び紙入札が混在する場合があるため、発注者から指示する。開札時間から３０分以内には、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で待機すること。開札処理に時間を要し、予定時間を超える場合は、発注者から連絡する。
- （７） 落札となるべき同じ価格の入札をした者が２人以上あるときは、文部科学省電子入札システム運用基準の５－４「くじになった場合の取扱い」による。
- （８） 落札者は、資料に記載した配置予定者を当該業務に配置すること。
- （９） 入札説明書等を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用しては

ならない。

(10) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は下記のとおりとする。

① システム操作・接続確認等の問合せ先

文部科学省電子入札システムヘルプデスク 電話：０５７０－００１１８４

② ICカードの不具合等発生等の問合せ先

取得している IC カードの認証機関

ただし、申請書又は応札等の締め切り時間が切迫しているなど、緊急を要する場合は、上記５に連絡すること。

設計業務委託現場説明書

1. 設計業務名 帯広畜産大学ライフライン再生（排水設備）設計業務

2. 履行期限 令和7年3月31日（月）まで

※ただし、財政法上の定めによる承認を得た後に令和7年8月20日（水）まで延長予定である。

3. 一般事項

現場説明書の適用方法

- (1) ・印で始まる事項については、○印を付した事項のみ適用する。
- (2) 文中の各欄に数字、文字記号等を記入する事項については記入してある事項のみ適用する。
- (3) ——印又は×印で抹消した事項は全て適用しない。

4. 設計業務委託共通仕様書における読替等

- (1) 設計業務委託共通仕様書中（以下「共通仕様書」という。）「調査職員」とあるのは、「監督職員」に読み替えるものとする。

5. 業務計画書

共通仕様書に定める業務計画書の内容は次のとおりとする。

- (1) 業務実施体制
- (2) 管理技術者の経歴等
- (3) 主任技術者の経歴等
- (4) 協力者の名称、分担業務分野等

6. 業務工程表

- 提出する。
- ・提出しない。

- (1) 受注者は、設計業務委託契約要項（以下「要項」という。）第4条に規定する業務工程表には、次の事項を記載しなければならない。

ア 業務工程

イ 発注者が必要に応じて指示するその他の事項

- (2) 受注者は、業務工程表の重要な内容を変更する場合は、その理由を明確にし、その都度変更業務工程表を発注者に提出しなければならない。

- (3) 受注者は、発注者が指示した事項については、更に詳細な業務工程に係る資料を提出しなければならない。

7. 要項の運用

(1) 総則

- ① 要項第1条第3項に規定する発注者の指示は、設計仕様書を補足するものであって、発注者は、設計仕様書の内容に実質的変更を加えるような指示を受注者に行うことはできない。
- ② 業務を行うに当たって必要とされる具体的遵守事項、業務の詳細及び発注者が意図する成果物の具体的内容は、設計仕様書に定めるところによるものとする。

(2) 指示及び協議の記録

指示等は、指示簿、連絡簿その他の帳簿に必要な事項を記載し、発注者及び受注者が署名押印することにより書面の交付に代えることができる。

(3) 関連設計業務との調整

- ① 発注者は、要項第3条に規定する調整として、契約書若しくは設計仕様書の変更又は業務の中止を伴う調整を行うことはできない。
- ② 要項第3条に規定する「必要があるとき」とは、受注者若しくは発注者から設計業務を受注をしている第三者のいずれかからの申出があり発注者が承諾した場合又は発注者が設計業務全体の円滑な実施のために必要と判断した場合をいう。
- ③ 受注者は、要項第3条に規定する発注者の調整に従ったことを理由として、業務委託料の変更又は必要な費用の負担を発注者に請求することはできない。

(4) 契約の保証について

受注者は、要項第5条第1項に規定する保証を付した場合は、次の各号の一に掲げるいずれかの書面を発注者に提出しなければならない。

- ① 契約保証金として納付するものが、現金の場合は、保管金領収証書及び契約保証金納付書

ア 保管金領収証書は、国立大学法人北海道国立大学機構が指定する口座に契約保証金の金額に相当する金額の現金を払込んで交付を受けること。

イ 保管金領収証書の宛名の欄には、国立大学法人北海道国立大学機構 理事長 長谷山 彰と記載するように申込むこと。

ウ 業務委託料の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。

エ 受注者は、業務完了後、業務委託料の支払請求書の提出とともに保管金払渡請求書を提出すること。

- ② 契約保証金の納付に代わる担保が、国債（国債に関する法律の規定により登録された国債を除く。）、政府の保証のある債券、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第78条第1項第二号に規定する債権、日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道及び日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日

本電信電話公社が発行した債券で政府の保証のある債券以外のもの、地方債（社債等登録法の規定により登録された地方債を除く。）及び発注者が確実と認める社債の場合は、政府保管有価証券払込済通知書及び契約保証金納付書

ア 政府保管有価証券払込済通知書は、国立大学法人北海道国立大学機構が指定する口座に契約保証金の金額に相当する金額の当該有価証券を政府有価証券印鑑票とともに払込んで、交付を受けること。

イ 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、国立大学法人北海道国立大学機構 理事長 長谷山 彰と記載するように申込むこと。

ウ 業務委託料の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。

エ 受注者は、業務完了後、業務委託料の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

③ 契約保証金の納付に代わる担保が、登録された国債又は地方債の場合は、当該登録済通知書又は登録済書並びに契約保証金納付書

ア 当該有価証券に質権設定の登録手続を行い提出すること。

イ 業務委託料の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。

ウ 受注者は、業務完了後、業務委託料の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

④ 契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は発注者が確実と認める金融機関が振り出し又は支払を保証した小切手、銀行又は発注者が確実と認める金融機関が引き受け又は保証若しくは裏書をした手形である場合は、当該有価証券及び契約保証金納付書

ア 業務委託料の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。

イ 受注者は、業務完了後、業務委託料の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

⑤ 契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は発注者が確実と認める金融機関に対する定期預金債権の場合は、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債権者である銀行又は発注者が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面及び契約保証金納付書

ア 当該債権に質権を設定し提出すること。

イ 業務委託料の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。

ウ 受注者は、業務完了後、発注者から当該債権に係る証書及び当該債権に係る債権者である銀行又は発注者が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面の返還を受けるものとする。

⑥ 債務不履行による損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書及び契約保証金納付書

ア 債務不履行による損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ預り金及び

金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。

イ 保証書の宛名の欄には、国立大学法人北海道国立大学機構 理事長 長谷山 彰と記載するように申込むこと。

ウ 保証債務の内容は、契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

エ 保証書上の保証に係る業務の工事名の欄には、契約書に記載される業務名が記載されるように申込むこと。

オ 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。

カ 保証期間は、履行期限を含むものとすること。

キ 保証債務履行請求の有効期間は、保証期間経過後 6 カ月以上確保されるものとすること。

ク 業務委託料の変更又は履行期間の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。

ケ 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、業務完了後、発注者から保証書（変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還すること。

⑦ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

ア 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。

イ 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、国立大学法人北海道公立大学機構 理事長 長谷山 彰と記載するように申込むこと。

ウ 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、契約書に記載される業務名が記載されるように申込むこと。

エ 保証金額は、業務委託料の 10 分の 1 の金額以上とする。

オ 保証期間は、履行期限を含むものとすること。

カ 業務委託料の変更又は履行期間の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。

⑧ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

ア 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に保険金を支払うことを約する保険である。

イ 履行保証保険は、定額てん補方式を申込むこと。

ウ 保険証券の宛名の欄には、国立大学法人北海道公立大学機構 理事長 長谷山 彰と記載するように申込むこと。

エ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、契約書に記載される業務名が記載されるように申込むこと。

オ 保険金額は、業務委託料の 10 分の 1 の金額以上とする。

カ 保険期間は、履行期限を含むものとする。

キ 業務委託料の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。

(5) 著作権の帰属

受注者は、要項第 7 条第 2 項及び第 3 項の規定により講じている措置の内容を発注者に通知しなければならない。

(6) 委託等の通知

要項第 11 条に規定する「その他必要な事項」とは、業務の一部を委任し、又は請け負わせた第三者の住所、当該業務の内容、担当責任者の氏名、資格及び経歴とする。

(7) 特許権等の使用

① 発注者が特許権等の対象となっている実施方法等の使用を指定した場合において、設計仕様書、発注者の指示又は発注者と受注者との協議に特許権等の対象である旨の明示がないときに、受注者がその存在を知ったときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

② 要項第 12 条ただし書きの規定により受注者が費用の負担を発注者に請求する場合は、受注者が特許権等を有する第三者と補償条件の交渉等を行う前に発注者と受注者とが協議しなければならない。

(8) 監督職員

発注者は、要項第 13 条第 2 項各号に規定する権限を監督職員に委任しない場合は、その内容を受注者に通知しなければならない。当該通知がない場合は、要項第 13 条第 2 項各号に規定するすべての権限を監督職員は有するものとみなす。

(9) 管理技術者

① 要項第 14 条第 1 項に規定する「その他必要な事項」とは、管理技術者の資格及び経歴その他設計仕様書に定めるものとし、受注者は、通知書に当該資格の資格証又は免許証の写しを添付しなければならない。

② 要項第 14 条第 3 項に規定する通知がない場合は、受注者の一切の権限（要項第 14 条第 2 項の規定により行使することができないとされた権限を除く。）を管理技術者は行使することができるものとみなす。

(10) 実施報告

① 受注者は、発注者の指示により、業務の実施状況について発注者に報告しなければならない。

② 受注者は、発注者の請求に応じて実施済の業務の成果、業務の進捗状況、今後の残業務内訳及びその工程計画その他必要な事項を付して発注者に報告しなければならない。

(11) 管理技術者等に対する措置請求

① 要項第 16 条第 1 項及び第 3 項に規定する「必要な措置」とは、発注者又は受注者が判断する措置で、不適当な行為を繰り返さないための是正措置の指示、当該管理技術者等の交代の請求その他適当な措置をいう。

(12) 業務の中止

要項第 21 条第 2 項に規定する「増加費用」とは、中止期間中、業務の続行に備える

ため人員、機械器具等を保持するために必要とされる費用、中止に伴い不必要となった人員、機械器具等の配置転換に要する費用、業務を再開するための人員、機械器具等の配置転換に要する費用等をいう。

(13) 履行期間の変更

- ① 発注者は、受注者から要項第 24 条第 1 項に規定する履行期間の延長の請求があった場合は、必要があると認められる範囲で、履行期間の延長を承諾するものとする。
- ② 要項第 26 条第 2 項に規定する「履行期間の変更事由が生じた日」とは、要項第 18 条においては、発注者が補修の請求を行った日、要項第 19 条第 5 項においては、設計仕様書若しくは指示を訂正若しくは変更し、又は発注者と受注者との協議が行われた日、要項第 20 条においては、設計仕様書等の変更が行われた日、要項第 21 条第 2 項においては、発注者が業務の一時中止を通知した日、要項第 22 条第 3 項においては、要項第 22 条第 2 項の設計仕様書等の変更が行われた日、要項第 24 条第 2 項においては、発注者が履行期間の延長の請求を受けた日、要項第 25 条第 1 項又は第 2 項においては、受注者が履行期間の短縮又は変更の請求を受けた日、要項第 36 条の 2 第 2 項においては、受注者が業務の一時中止を通知した日をいう。

(14) 業務委託料の変更

要項第 27 条第 2 項に規定する「業務委託料の変更事由が生じた日」とは、要項第 18 条においては、発注者が補修の請求を行った日、要項第 19 条第 5 項においては、設計仕様書若しくは指示を訂正若しくは変更し、又は発注者と受注者との協議が行われた日、要項第 20 条においては、設計仕様書等の変更が行われた日、要項第 21 条第 2 項においては、発注者が業務の一時中止を通知した日、要項第 22 条第 3 項においては、要項第 22 条第 2 項の設計仕様書等の変更が行われた日、要項第 24 条第 2 項においては、受注者が要項第 24 条第 1 項の請求を行った日、要項第 25 条第 2 項においては、要項第 25 条第 1 項の請求を行った日、要項第 36 条の 2 第 2 項においては、受注者が業務の一時中止を通知した日をいう。

(15) 検査

- ① 受注者は、業務を完了した場合は、設計業務完了通知書とともに成果物を発注者に提出し、要項第 31 条第 2 項（要項第 37 条第 1 項又は第 2 項において準用する場合を含む。）の検査を受けるものとする。
- ② 発注者は、要項第 31 条第 2 項（要項第 37 条第 1 項又は第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する検査に当たっては、受注者に対して書面をもって検査日を通知する。

(16) 業務委託料の支払い

業務委託料（前払金を含む。）は、受注者からの適法な支払請求書に応じて国立大学法人北海道国立大学機構から 1 回までに支払うものとする。

(17) 業務委託料の前払い

保証事業会社と契約書記載の履行期限を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 5 項に規定する保証契約を締結し、当該保証証書を添えて、業務委託料の「10 分の 3」以内の額の前払金を請求することができる。

(18) 前払金保証契約

受注者は、要項第 34 条第 4 項の規定により前払金の超過額を発注者に返還した場合は、前払金保証契約の保険金額を減額後の業務委託料の 10 分の 4 を下回らない金額に変更することができる。

(19) 契約不適合責任

要項第 41 条第 1 項に規定する契約不適合責任は、要項第 31 条第 2 項（要項第 37 条第 1 項又は第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する検査を受けたことをもって免れるものではない。

(20) 履行遅滞の場合における損害金等

① 要項第 31 条第 2 項（要項第 37 条第 1 項又は第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する検査に要した日数は、要項第 51 条第 5 項に規定する遅延日数に算入しない。

② 履行期間内に業務が完了し、要項第 31 条第 2 項（要項第 37 条第 1 項又は第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する検査に不合格の場合は、当該業務が完了した日から契約書記載の履行期限までの日数は、要項第 51 条第 5 項に規定する遅延日数に算入しない。

(21) 発注者の催告による解除権

発注者は、要項第 43 条第 1 項第 1 号から第 6 号の規定による契約解除をしようとする場合は、明らかに履行不能と認められる場合を除いて、相当の期間を定めて受注者に催告を行う。

(22) 解除の効果

① 契約が解除された場合は、要項第 49 条第 2 項の規定によるときを除いて、契約は遡及的に無効となり、未だ履行されていない発注者及び受注者の義務は消滅する。

② 契約が解除された場合は、要項第 49 条第 2 項の規定によるときを除いて、発注者及び受注者は、それぞれ原状回復義務を負う。

8. その他

(1) 公共建築設計者情報サービス（PUBDIS）への登録

この業務の受注者は、業務内容等について、あらかじめ監督職員の確認を受け、業務完了後 10 日以内に公共建築設計者情報サービス（PUBDIS）に業務カルテ情報として登録すること。

(2) 設計業務成績評定について

この業務は、文部科学省が定めた設計業務成績評定要領（平成 21 年 1 月 17 日付け 19 文科施第 369 号）による設計業務成績評定の対象業務である。

(3) 質疑応答

質疑の提出：説明書による。

帯広畜産大学設計業務委託特記仕様書

I 業務概要

1. 業務名称 帯広畜産大学ライフライン再生（排水設備）設計業務
2. 計画工事概要
 - (1) 工事名称 （仮称）帯広畜産大学ライフライン再生（排水設備）工事
 - (2) 敷地の場所 帯広畜産大学構内
 - (3) 施設用途 校舎敷地
3. 履行期限 令和7年3月31日（月）
※ただし、財政法上の定めによる承認を得た後に
令和7年8月20日（水）まで延長予定である。
4. 設計と条件
 - (1) 敷地の条件
 - A. 敷地の面積 1,884,475 m²（稲田団地全体）
 - B. 用途地域及び地区の指定 市街化調整区域
 - (2) 工事の概要 土木工事（アスファルト舗装約 950 m²、アスファルト舗装オーバーレイ約 8,850 m²、歩道約 1690 m²、道路排水設備約 34 箇所、道路並木更新約 130 本、屋外汚水・雨水管更新約 6,070M）
 - (3) 工事の工期 令和7年9月から令和8年3月まで
 - (4) 設計と条件
詳細な設計条件 別添の「設計概要資料」による

II 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書（統一基準）（令和3年版）」による。

1. 特記仕様書の適用

- (1) 特記仕様書に記載された特記事項の中で・印の付いたものについては、○印の付いたものを適用する。
- (2) 表中各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については、記入してある事項のみを適用する。
- (3) 印又は×印で抹消した事項は、全て適用しない。

2. 文部科学省設計業務委託特記仕様書における読替等

- (1) 公共建築設計業務委託共通仕様書中「調査職員」とあるのは、「監督職員」に読み替えるものとする。

3. 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件のいずれかの資格を有する者。

- ・技術士（総合技術監理部門：下水道）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- ・技術士（上下水道）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- ・技術士（都市計画及び地方計画部門）の資格を有し、技術士法に登録を行っているもの。
- ・RCCM（技術士部門と同様の部門に限る）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。
- ・土木学会特別上級、上級又は一級土木技術者。
- ・建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）により技術管理者として国土交通大臣に認定された者。

~~4. プロポーザル方式により業務を受注した場合の業務履行~~

~~受注者は、プロポーザル方式により設計業務を受注した場合には、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。~~

~~5. 計画通知における設計者~~

~~計画通知における設計者は次による。~~

- ・受注者
- ・発注者

6. 業務範囲

(1) 一般業務

委託した業務内容のうち、対象外業務等欄に記載された業務は、発注者が行うものとする。

①基本設計

業 務 内 容		委 託	対象外業務等
(1) 設計条件等の整理	(i) 条件整理	・	
	(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	・	
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	・	
	(ii) 計画通知に係る関係機関との打合せ	・	
(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		・	
(4) 基本設計方針の策定	(i) 総合検討	・	
	(ii) 基本設計方針の策定及び説明	・	
(5) 基本設計図書の作成		・	
(6) 概算工事費の検討		・	
(7) 基本設計内容の説明等		・	

②実施設計（建築）

業 務 内 容		委 託	対象外業務等
総合（意匠）			
(1) 要求等の確認	(i) 要求等の確認	・	
	(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	・	
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	・	
	(ii) 計画通知に係る関係機関との打合せ	・	
(3) 実施設計方針の策定	(i) 総合検討	・	
	(ii) 実施設計のための基本事項の確定	・	
	(iii) 実施設計方針の策定及び説明	・	
(4) 実施設計図書の作成	(i) 実施設計図書の作成	・	
	(ii) 計画通知図書の作成	・	
(5) 概算工事費の検討		・	・
(6) 実施設計内容の説明等		・	・
構造			
(1) 要求等の確認	(i) 要求等の確認	・	
	(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	・	
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	・	
	(ii) 計画通知に係る関係機関との合せ	・	
(3) 実施設計方針の	(i) 総合検討	・	

策定	(ii) 実施設計のための基本事項の確定	・	
	(iii) 実施設計方針の策定及び説明	・	
(4) 実施設計図書の作成	(i) 実施設計図書の作成	・	
	(ii) 計画通知図書の作成	・	
(5) 概算工事費の検討		・	・
(6) 実施設計内容の説明等		・	・

③実施設計（設備）

業 務 内 容		委託	対象外業務等
(1) 要求等の確認	(i) 要求等の確認	・	
	(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	・	
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	・	
	(ii) 計画通知に係る関係機関との打合せ	・	
(3) 実施設計方針の策定	(i) 総合検討	・	
	(ii) 実施設計のための基本事項の確定	・	
	(iii) 実施設計方針の策定及び説明	・	
(4) 実施設計図書の作成	(i) 実施設計図書の作成	・	
	(ii) 計画通知図書の作成	・	
(5) 概算工事費の検討		・	・
(6) 実施設計内容の説明等		・	・

④実施設計（土木）

業 務 内 容		委託	対象外業務等
(1) 要求等の確認	(i) 要求等の確認	○	
	(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	○	
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	○	
	(ii) 計画通知に係る関係機関との打合せ	・	
(3) 実施設計方針の策定	(i) 総合検討	○	
	(ii) 実施設計のための基本事項の確定	○	
	(iii) 実施設計方針の策定及び説明	○	
(4) 実施設計図書の作成	(i) 実施設計図書の作成	○	
	(ii) 計画通知図書の作成	・	
(5) 概算工事費の検討		○	
(6) 実施設計内容の説明等		○	

⑤設計意図の伝達

業 務 内 容	委託	対象外業務等
(1) 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等	・	
(2) 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等	・	
※遅滞ない設計意図伝達の実施について 設計者が設計意図を遅滞なく伝達することが、工事の生産性向上に資することを十分認識した上で、常に工事の工程を確認し業務を実施すること。工事の工程に合わせて検討、報告等の期限が設定された場合は、これを遵守すること。 ※ワンデーレスポンス ワンデーレスポンスとは、工事の受注者等からの質問、協議に対して発注者が、基本的に「その日のうちに」回答するよう対応することである。なお、即日回答が困難な場合に、いつまでに回答が可能かについても工事の受注者等と協議を行い、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることを含んでいる。 本業務受注者は、工事の受注者等からの質問、協議のうち、本業務に関する事項について、発注者が「その日のうち」に何らかの対応が可能な体制を整備するなど、必要な協力をしなければならない。なお、質問、協議の内容により、ワンデーレスポンスの実施において即日の対応が困難な場合は監督職員と協議の上、期限を確認するとともに、これを遵守すること。		

(2) 追加業務

○積算業務

- 積算数量算出書の作成（数量調書の作成を含む。）
- 単価作成資料の作成（単価の決定及び単価調書の作成を含む。）
- 見積徴収及び見積検討資料の作成（単価の決定及び単価調書の作成を含む。）
- 工事費内訳書の作成（直接工事費の算出までとし、共通費の算出は含まない。
ただし、積み上げによる共通費の算出は含む。）

・透視図作成

〔種類（パース画）判の大きさ（A3）、カット数（2）、額の有無（無）及び材料（ ）〕

・透視図の写真撮影

〔カット枚数（ ）判の大きさ（ ）及び白黒・カラーの別（ ）〕

・模型製作

〔縮尺（ ）主要材料（ ）ケースの有無（ ）及び材質（ ）〕

・模型の写真撮影

〔カット枚数（ ）判の大きさ（ ）及び白黒・カラーの別（ ）〕

・計画通知手続き業務（手数料を含む。）

・市区町村指導要綱等による中高層建築物の届出書の作成及び手続き業務（標識看板の作成、設置報告書の提出、日影図の作成）

・建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する資料の作成及び手続き業務（手数料を含む。）

・防災計画評定又は防災性能評価に関する資料の作成及び手続き業務（手数料を含む。）

・構造評定又は構造性能評価に関する資料の作成及び手続き業務（手数料を含む。）

○コスト縮減検討報告書の作成

設計にあたって、コスト縮減対策として有効なものとして採択した事項及び縮減効果等をコスト縮減検討報告書として取りまとめを行う。

・ライフサイクルコスト（LCC）の算定

各段階（基本設計、実施設計）に応じた算定方法（略算法、精算法）により、LCCの検討を行う。

・グリーン購入計画書の作成

設計にあたって、環境負荷を低減できる材料等について検討を行い、設計に反映させるものとし、その検討内容をグリーン購入計画書として取りまとめを行う。

・リサイクル計画書の作成

設計にあたって、建設副産物対策（発生抑制、再利用の促進、適正処理の徹底）について検討を行い、設計に反映させるものとし、その検討内容をリサイクル計画書として取りまとめを行う。

・環境保全性能評価の実施

設計成果について、下記により評価を実施し、その結果を提出する。

- ① 総合的な環境保全性能の評価（CASBEE）
- ② 生涯二酸化炭素排出量（LCCO₂）の評価（CASBEE）
- ③ 建築物のエネルギー消費性能の評価（BEI）

○工事工程表の作成

- ・住民説明用資料の作成及び支援

○設計趣意書の作成

- 業務に先立ち、設計における基本的な考え方をまとめたものを提出する（A4判）
- ・ ZEB Ready 認証申請のための資料の作成及び手続き業務（手数料含む。認証取得のため
に附随する業務を含む）
 - ・ 土壌汚染対策法による、土地の形質変更届の作成及び手続き業務

7. 業務の実施

(1) 一般事項

- ① 業務は、提示された設計と条件、適用基準類によって行う。
- ② 業務の着手にあたり、目標となる工事費は監督職員と協議するものとする。

(2) ~~環境保全性能~~

~~「官庁施設の環境保全性基準」（国土交通省 令和4年改定）に定められる環境保全性について、グリーン化に係る性能に関する水準及び技術的事項に掲げる水準を確保するものとする。~~

(3) ~~環境配慮型プロポーザル方式において実施すべきと判断した技術提案~~

(4) 協議及び記録

協議は次の時期に行い、その記録を書面に残すものとする。

- ① 監督職員又は管理技術者が必要と認めたとき
- ② その他（ ）

(5) 適用基準類

関係法令のほか、次の基準等による。

① 共通

- ・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（統一基準）（平成25年版）
- ・ 官庁施設の環境保全性基準（統一基準）（令和4年版）

② 建築

- ・ 公共建築工事標準仕様書（統一基準）（建築工事編）（令和4年版）
- ・ 文部科学省建築工事標準仕様書（特記基準）（令和4年版）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（統一基準）（建築工事編）（令和4年版）
- ・ 文部科学省建築改修工事標準仕様書（特記基準）（令和4年版）
- ・ 建築構造設計基準（令和3年版）
- ・ 公共建築木造工事標準仕様書（統一基準）（令和4年版）
- ・ 建築工事特記仕様書書式（令和4年版）※

③ 建築積算

- ・ 公共建築工事積算基準（統一基準）（平成28年12月版）
- ・ 公共建築工事共通費積算基準（統一基準）（平成28年12月版）
- ・ 公共建築工事標準単価積算基準（統一基準）（令和4年版）
- ・ 公共建築数量積算基準（統一基準）（平成29年版）
- ・ 公共建築工事内訳書標準書式（統一基準）（建築工事編）（令和4年版）
- ・ 公共建築工事見積標準書式（統一基準）（建築工事編）（令和4年版）
- ・ 公共建築工事積算基準等資料（令和4年版）

④ 設備

- ・ 公共建築工事標準仕様書（統一基準）（電気設備工事編）（令和4年版）
- ・ 文部科学省電気設備工事標準仕様書（特記基準）（令和4年版）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（統一基準）（電気設備工事編）（令和4年版）
- ・ 公共建築設備工事標準図（統一基準）（電気設備工事編）（令和4年版）
- ・ 文部科学省電気設備工事標準図（特記基準）（令和4年版）
- ・ 電気設備工事特記仕様書書式（令和4年版）※
- ・ 建築設備耐震設計・施工指針（2014年版）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（統一基準）（機械設備工事編）（令和4年版）
- ・ 文部科学省機械設備工事標準仕様書（特記基準）（令和4年版）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（統一基準）（機械設備工事編）（令和4年版）
- ・ 公共建築設備工事標準図（統一基準）（機械設備工事編）（令和4年版）
- ・ 文部科学省機械設備工事標準図（特記基準）（平成31年版）
- ・ 機械設備工事特記仕様書書式（令和4年版）※

- ⑤ 設備積算
- ・公共建築工事積算基準(統一基準) (平成 28 年 12 月版)
 - ・公共建築工事共通費積算基準(統一基準) (令和 5 年版)
 - ・公共建築工事標準単価積算基準(統一基準) (令和 5 年版)
 - ・公共建築設備数量積算基準(統一基準) (令和 5 年版)
 - ・公共建築工事内訳書標準書式(統一基準)(設備工事編) (令和 5 年版)
 - ・公共建築工事見積標準書式(統一基準)(設備工事編) (令和 5 年版)
 - ・文部科学省建築工事標準単価積算基準 (特記基準) (平成 31 年版)
 - ・公共建築工事積算基準等資料 (令和 5 年版)

- ⑥ 土木
- 文部科学省土木工事標準仕様書 (令和 4 年版)

- ⑦ 土木積算
- 文教施設工事積算要領 (土木工事) (令和 4 年版)

- (6) 参考資料
- 業務の実施に当たり、参考とする資料は次のものとする。
- ・建築物のライフサイクルコスト(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) (平成 31 年版)
 - (既設構内インフラ図面 (給水・汚水・雨水・ガス・電気・通信) -----)
 - ・ (-----)
 - ・ (-----)
 - ・ (-----)
 - ・ (-----)
 - ・ (-----)

- (7) ~~適用基準類及び参考資料の貸与~~
- 適用基準類及び参考資料のうち※印を付したものは、1 部貸与することができる。

- (8) ~~Z E B プランナー~~
- 一般社団法人環境共創イニシアチブに登録されている「Z E B プランナー」の担当者を自社の社員又は再委託により配置すること。総括 (管理) 技術者又は主任技術者が兼務することができる。本業務の一部を再委託する場合は、事前に発注者に再委託業務申請書 (様式任意) を提出し、発注者の承認を得ること。

8. 成果物及び提出部数等

~~(1) 基本設計~~

(2) 実施設計

成 果 物	原図	陽 画 焼 又は複写	製本形態	摘 要
a. 総合 (意匠) ・建築物概要書 ・総合 (意匠) 設計図 - 特記仕様書 - 仕上表 - 面積表及び求積図 - 敷地案内図 - 配置図 - 平面図 (各階) - 断面図 - 立面図 (各面) - 矩計図 - 展開図 - 天井伏図 (各階) - 平面詳細図 - 断面詳細図 - 部分詳細図 - 建具表 - 外構図 - 法規チェック図		() 部 () 部	A3 製本	A1 判図面

断熱伏図 サイン図 取壊し図 () () ・各種計算書 ・工事費概算書 ・計画通知図書※	各 1 部 各 1 部 各 1 部	()部 ()部 ()部		
b. 構造 ・構造設計図 特記仕様書 伏図（各階） 軸組図 部材断面図 標準詳細図 部分詳細図 () () ・構造計算書 ・工事費概算書 ・計画通知図書※	各 1 部 各 1 部 各 1 部	()部 ()部 ()部	A3 製本	A.1.判図面
c. 設備（電気設備） ・電気設備設計図 特記仕様書 敷地案内図 配置図 電灯設備図 動力設備図 電熱設備図 雷保護設備図 受変電設備図 電力貯蔵設備図 発電設備図 構内情報通信網設備図 構内交換設備図 情報表示設備図 映像・音響設備図 拡声設備図 誘導支援設備図 テレビ共同受信設備図 監視カメラ設備図 駐車場管制設備図 防犯・入退室管理設備図 火災報知設備図 中央監視制御設備図 構内配電線路図 構内通信線路図 テレビ電波障害防除設備図 取壊し図 () () ・各種計算書 ・工事費概算書 ・計画通知図書※	各 1 部 各 1 部 各 1 部	()部 ()部 ()部	A3 製本	A.1.判図面
d. 設備（機械設備） ・給排水衛生設備設計図 特記仕様書 敷地案内図 配置図 機器表 衛生器具設備図 給水設備図 排水設備図 雨水・排水再利用設備図 給湯設備図 消火設備図		()部	A3 製本	A.1.判図面

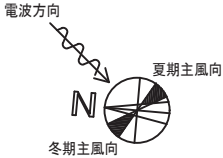
e.	ガス設備図 浄化槽設備図 さく井設備図 融雪設備図 屋外設備図 取壊し図				
f.	() () .各種計算書 .工事費概算書 .計画通知図書※	各１部 各１部 各１部	()部 ()部 ()部		
g.	○．設備（空調換気設備） ・空気調和設備設計図 特記仕様書 敷地案内図 配置図 機器表 暖房設備図 空気調和設備図 換気設備図 自動制御設備図 排煙設備図 屋外設備図 取壊し図	各１部	()部	A3製本	A1判図面
	() () .各種計算書 .工事費概算書 .計画通知図書※	各１部 各１部 各１部	()部 ()部 ()部		
h.	○．設備（昇降機等設備） ・昇降機設備設計図 特記仕様書 敷地案内図 配置図 自動制御設備図 昇降機設備図 特殊搬送設備図	各１部	()部	A3製本	A1判図面
i.	() () .各種計算書 .工事費概算書 .計画通知図書※	各１部 各１部 各１部	()部 ()部 ()部		
j.	土木 ○土木設計図 [共通] ○特記仕様書 ○敷地案内図 ○配置図 ・() [仮設工] ○平面図 ○構造詳細図 ・() [敷地造成及び土工] ○開発地域現況図 ○土地利用計画図 ○排水系統図 ・地質平面図 ・地質断面図 ・造成計画図 ・造成計画断面図 ・防災施設図 ・法面保護図	各１部	()部	A3製本	A1判図面

・地盤改良図 ・ () [道路土工] ○平面図 ○縦断面図 ○横断面図 ○標準横断面図 ○舗装詳細図 ○道路附属施設詳細図 ・ () [広場・歩道舗装] ○平面図 ○縦断面図 ○横断面図 ○標準横断面図 ○舗装詳細図 ○広場・歩道附属施設詳細図 ・ () [排水工] ○平面図 ○縦断面図 ○構造詳細図 ・ () [共同溝] ・平面図 ・縦断面図 ・構造詳細図 ・ () [法面保護] ・平面図 ・展開図 ・構造詳細図 ・ () [運動場] ・平面図 ・排水計画図 ・構造詳細図 ・ () [環境緑化] ○平面図 ○構造詳細図 ・ () [取りこわし及び舗装補修] ○平面図 ○造詳細図 ・ () [その他] ○各種計算書 ○工事費概算書 ・計画通知図書※ ・ () ・ ()				
h. 建築積算 ・建築工事積算数量算出書 ・建築工事積算数量調書 ・単価作成資料 ・見積検討資料（見積書含む） ・建築工事工事費内訳書 ・ () ・ ()	各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部	(2) 部 (1) 部 () 部		
i. 電気設備積算 ・電気設備工事積算数量算出書 ・電気設備工事積算数量調書	各 1 部 各 1 部	() 部 () 部		

- (1) 実施設計の設計原図には、表題欄に設計業務名、受注者名表示・押印、工事名称、図面名称、縮尺、図面番号及び発注部局表示・押印等の欄を設ける。
- (2) 電子データの成果物は下記による。
- ① 電子媒体
- C D - R
- ・ ()
- ② ファイル形式
- C A D データ : J W W , D X F , P D F
- そ の 他 : E x c e l 又は W o r d , P D F , J P E G
- ③ 電子媒体の提出は、別紙 1 のとおりとする。なお、電子データの成果物に対する共通仕様書に基づく署名又は捺印は、別紙 1 の措置をもって代えることとする。
- ④ 提出された C A D データは、当該施設に係る工事の受注者に貸与し当該工事における施工図及び完成図の作成に設計業務委託契約要項第 8 条第 1 項の規定の範囲で利用することができる。

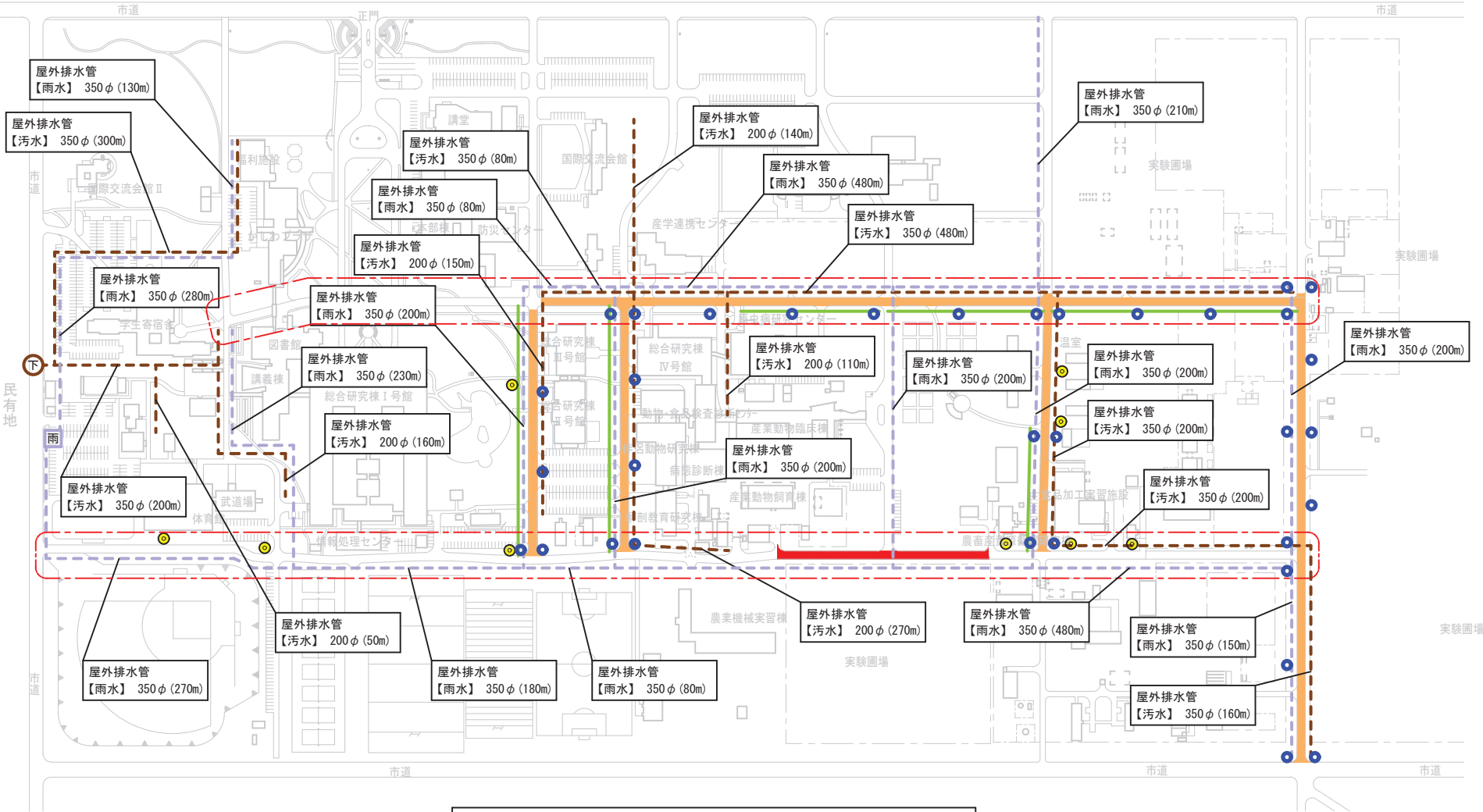
設計概要

凡 例	設計事項	計画数量	凡 例	設計事項	計画数量
	アスファルト車道 W=6m	942㎡		【汚水】屋外排水管・更新 350φ VU	1,620m
	既設アスファルト舗装オーバーレイ（車道）W=6m	8,844㎡		【汚水】屋外排水管・更新 200φ VP	880m
	ダスト歩道 W=1.8m	1,688㎡		【雨水】屋外排水管・更新 350φ VU	3,570m
	道路排水（浸透柵+透水管 @50m）	34箇所		外灯・更新（灯具+基礎）※別途業務	9箇所
	道路並木・更新（@25m）	130本			



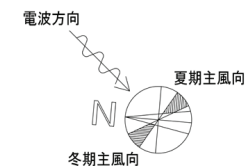
○下：【既設】汚水最終柵を示す
雨：【既設】雨水最終柵を示す

道立農業高校



帯広畜産大学配置図 S=1/4, 500 (A-4)

0m 20m 50m 100m



航空写真 NON SCALE

【設計概要資料02】

設 計 業 務 委 託 契 約 書 (案)

業 務 名 帯広畜産大学ライフライン再生（排水設備）設計業務

業務委託料 金_____円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額_____,_____円)

建築士法第22条の3の3に定める記載事項 別紙のとおり

発注者 国立大学法人北海道国立大学機構 理事長 長谷山 彰と受注者 _____
との間において、上記の業務について、上記の業務委託料で、次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

第1条 受注者は、別冊の設計仕様書に基づいて、業務を完了する。

第2条 業務は、_____において実施する。

第3条 業務の履行期間は、令和7年 月 日 () から令和7年3月31日 (月) までとする。

ただし、財政法上の定めによる承認を得た後に令和7年8月20日 (水) まで延長予定である。

第4条 契約保証金は、_____,_____円を納付する。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証証券契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

第5条 業務委託料は、受注者からの適法な請求に基づき1回までに支払うものとする。

第6条 業務委託料の請求書は、帯広畜産大学管理課施設管理室に送付するものとする。

第7条 完了通知書は、帯広畜産大学管理課施設管理室に送付するものとする。

第8条 別記の設計業務委託契約要項第34条第6項、第50条第1項及び第50条第3項中の遅延利息率は、「年2.5%」である。

第9条 この契約についての一般的約定事項は、別記の設計業務委託契約要項によるものとする。

第10条 この契約に関する訴えの専属的合意管轄裁判所は、北海道国立大学機構所在地を管轄区域とする釧路地方裁判所とする。

第11条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

この証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

発 注 者 帯広市稲田町西2線11番地
国立大学法人北海道国立大学機構
理事長 長 谷 山 彰

受 注 者